



わが国幼稚園の史的変遷

— 公教育の立場から —

古 木 弘 造

きわめて最近、これと相似た題目の小論を書いたばかりの筆者はまたこのような題目を与えられたので躊躇したが、倉橋先生からの直接の御依頼もあつたので、あえて筆をとることにした。それで、前の小論との関係から、今回は「副題を設け、とくに次の引用文のような「近年の方向」を考え、公教育の立場から幼稚園發達のあとを辿ることにした

「最近幼児教育の充実とその組織化が新しく注目される段階に到達している。……公教育制度の拡充は十九世紀後半から二十世紀にかけて小学校から上の方向へと推進せられたのであるが、近年下の方向へも拡充せられる傾向を示している。幼児教育段階の一年あるいは二年間が教たに国民教育組織の中に繰入れられようとする方向にあるともいえる」(仲新著「近代の学校」昭和二十八年、一五七一—五八頁)

一、初期の幼稚園

明治五年の「学制」が、ひろく先進諸国の例をとり、雄大な抱負

をもつて国民教育を考えたものであることは、いまさら説明するまでもないことである。この「学制」の中には「幼稚小学」なるものが、小学校の一種として掲げられていた。そしてそれは、「幼稚小学ハ男女ノ子弟六才迄ノモノ小学ニ入ル前ノ端緒ヲ教フルモノナリ」とあるところからみると、のちの幼稚園に相当するものであつたことがわかる。この「幼稚小学」はついに実現をみずにおわつたが、「学制」においては、幼稚園に担当するこの幼児教育機関が国民教育組織の中で考えられ、小学校の一種として掲げられていたということは注目されてよい。

「幼稚小学」が考えられ、その後間もなく、外国の幼児教育に関する紹介書も二、三出るようになり、先進国にあるような幼児教育機関を設けようとする空気が一部の識者の間に出て来るようになった。その最初のものとして、京都市柳池尋常小学校内に幼稚遊嬉場が開設された。それは明治八年十二月のことである。

この幼稚遊嬉場の概則には、「五洲中で文運隆盛をもつて有名な独乙地方には、大小学校のほかに遊嬉場があり、学齡未滿の幼児を

あつめ、遊嬉娛樂の中に、発明の能力を誘導し、学校に入る基を養つてゐる」という意味のことがかゝれてゐる事であらうに、ドイツの幼児教育機関をまねてつくつたものと思はれる。

わが国最初の幼稚園（幼稚遊嬉場）を開いたこの学区は、すでに全国にさきがけて小学校を開設した最も教育に熱心な土地であつた。このような土地なるが故に幼稚園が先ずこゝに生れたわけであるが、それにもかゝらず僅か一年半のうちに、それが廢止されたのは、区民一般の理解も要望もないときに、保育技術を持つ者を考えることもなく、単に先進国の例にならおうとする少数の進歩的指導者によつて開かれたものであつた事を示すものである。

つぎに開設されたものは東京女子師範学校附属幼稚園である。文部省は全国の幼児教育の雛形たらしめんがため、東京女子師範の附属として幼稚園を設けたい旨太政大臣に伺ひ出していたが、それが許可されたので、建物、庭園、備品、遊具等を準備すると共に、独乙人クララ・チーテルマン、訓導豊田冬を保姆として明治九年十一月に開園した。この幼稚園では「年齢未満ノ小児ヲシテ天賦ノ知覺ヲ開發シ固有ノ心思ヲ啓発シ身体ノ健全ヲ滋補シ交際ノ情誼ヲ曉知シ善良ノ言行ヲ慣熟セシムル」ことを主旨とし、保育時間は毎日四時間、保育内容は整列、唱歌、修身話又は庶物話、説話又は博物理解戸外あそび、恩物、遊戯、体操で、恩物中心の手法が重くみられていた。入園を許される者は、原則として「男女ヲ論ゼズ年齢満三才以上満六才以下」の者とされた。しかし開園当日集つた幼児七十五名は、いづれも「富豪或いは貴顕家の愛児」または「夫々お附女中のごとき方附添」つた者であつたとされている。

このようにして官立のしかも全国の雛形たらん事を期して出発した幼稚園が、すでに、最初に、上流階級の幼児をその主たる対象と

してゐたこと、國民の要望があつてそれに応えようとして起つたものではなく、むしろ欧米諸國の近代文化を導入しようとした一部の有識者や上流階級の人々に支持され、わが国教育制度を根本から構成しようとする当局者の抱負と熱意によつて開設されたものであること、そして先進國の事例をそのまゝとり入れることに急であつたこと、それらの事情がうかがえる。

なおまた、この時代はフレイベルがブランケンベルクで幼児教育事業を開始した一八三七年から數えて四十年とはたつていないし、英、仏、米、独等の創設のときより、それぞれ十三年乃至二十二年おくれたにすぎないという事は、國民の要望があつておのずから創設されて行つたわが國の保育所が欧米諸國のその創設のときから遙かにおくれたものであつた事と比較して考へる時また同じわが國の幼児教育機関でありながら、保育所は幼稚園よりも十四・五年おくられて後者の施設数一三八、幼児数七、四八六人に達した明治二十三年になつてはじめて開設されたことを考へる時、この幼稚園の出発の仕方、のちのわが國の幼稚園の性格から見ても無視することができないのである。

明治九年に東京女子師範学校附属幼稚園が開設されたのち、その後三年間は幼稚園の新設がなく幼稚園数は僅かにこの官立のもの唯一園であつた。

明治十二年四月に、これにつぐものが出た。それは鹿嶋島縣の公立女子師範学校附属幼稚園の開設であつた。この幼稚園開設のときは東京女子師範の附属から豊田女史が出張し、実地指導をし、女史帰任後は、女史の指導中に養成した保姆がその事業をうけつた。

この年の五月には、大阪府立模範幼稚園が開設された。当時の府知事は東京女子師範附属幼稚園を見学し、大阪でも開設しようとして考

第一表

年代	園数
明治9年	1
10年	1
11年	3
12年	5
13年	6
14年	7
15年	11
16年	17
17年	30
18年	37
19年	47
20年	67

鹿兒島県立女子師範学校附属幼稚園や大阪府立模範幼稚園は、前述のように、東京女子師範学校附属幼稚園の例に従った。それは最初の幼稚園それ自身が、独逸人を招いてフレール直流の保育法をとり、建物、庭園、備品、遊具、恩物扱ひ方、小話及び唱歌遊戯等悉く直訳したものをを用いたと同じ仕方において最初の例に従った。それはこの二園の場合に限らず、この時代の殆んどすべてのものがそのようなものであつた。

かくして幼稚園についての伝統がすでにこの頃にでき上つたとい

え、十一年に小学校訓導二名を保姆見習として東京に派遣していたが、翌年二名の帰任とともに、東京の例にならつて模範幼稚園を開設した。この幼稚園は、府會議員の間にも理解する者少く、その協力がえられなかつたため明治十六年に廢止した。

このように、明治十二年に漸く三園を数えるようになったが、第一表のように、その後徐々に幼稚園はその数を増して行き、二十年以後はその増加率が急に高まることとなつた。それ故二十年以後を一応發達期と考え、十年代と區別して考えることにする。

この十年代においてわれわれが注目すべきことは、この期間にすでにわが国幼稚園の特質がほぼつくり上げられたという事である。

える。即ち、まず第一に幼稚園とは国民一般の幼児を対象とするものではなく上流階層の幼児をその対象とするものとの社会通念が出来ていた。事実最初の幼稚園は一ヶ月金二十五銭の保育料で出発したし、(明治十一年改正、保育料金五十銭別に入園時に玩器料金五十銭)保育時間は毎日四時間であつた。このことは、小学校が公教育制度として考えられていたのに対し、幼稚園は、託児所と異つて上流階層のための幼児教育機関と早くからみられる事となつたし、従つて後に、小学校と較らべて比較にならない程、私立が多いこと都市に偏在すること等の結果を齎らす原因が、すでにこの頃からあつたといえるのである。公教育制度としての考え方がなかつたといふことは、ひとり制度においてばかりではない。幼稚園関係者においてもそれがみられた。国民一般の理解や要望と關係なく、外國の事例を学ぶに急であり、それを直訳的にとり入れることから出發した幼稚園は、一方には幼稚園関係者自身、先例を学ぶことに迫られいつしか先例を墨守する風ができ、創意工夫や独自の研究が幼稚園関係者によつてなされないような伝統をつくることの一因となつたが、それとともに、また他方には、一般國民に対する啓蒙も考えられず、國民大衆の生活との関連を考慮すべしといまもなく、ましては國民教育組織の一つとして考えようとする試みも見られなかつた。

この時代のこのような態度もそのまゝ引継がれ、これもまたわが国幼稚園関係者の一つのしきたりとなつたといえよう。何故ならば、長いその歴史の中で、唯一度、国民学校生徒誕の際、一、二の幼稚園関係者によつて公教育との關係においてが幼稚園を考える事がなされた以外は、特筆されるようなことがなかつたからである。

さて、このように幼稚園について國民の理解と協力を得ることができなかつたために、その普及發達がおくれたのであつたし、ま

た幼稚園を誤解する者も多かつた。とくに幼稚園は上流家庭の幼児を対象とするものとの一般の考えがでて来たことに對しては、文部省は事態を注目し、明治十三年、十五年には、貧区窮民のための幼稚園、貧民力役者のための簡易な編成による幼稚園の設置をすすめ十五年にはとくに各府県学務課長會議において文部郷代理からこのことについて示論があつた。また、十六、七年頃には幼児を學校に入れ、学齡児童と同一の教育を受ける者も出て来た。そこで十七年には文部郷達によつて、その弊害を指摘し、それをやめさせるため幼稚園教育によるべきことを通達するとともに、普通学務局長通牒をもつて、簡易幼稚園の設置をすすめた。

第 二 表

年 度	園 数	幼 児 数
明治20年	67	4047
21年	91	6337
22年	112	4260
23年	138	7486
24年	147	8662
25年	177	12011
26年	186	13268
27年	197	14932
28年	219	17428
29年	223	18604
30年	222	19727
31年	229	20747
32年	229	21804
33年	241	23109
34年	254	23871
35年	263	24185
36年	281	25803
37年	294	26018
38年	313	28633
39年	360	32746
40年	386	35235
41年	403	36005
42年	443	37298
43年	475	38222
44年	497	45119
45年	534	44852
大正2年	568	47233
3年	605	48719
4年	639	50916
5年	665	53510
6年	677	55446
7年	612	51713
8年	707	58799
9年	728	61973
10年	733	63083
11年	747	65026
12年	801	66622
13年	847	71633
14年	957	83218
15年	1066	94422

この十五年の示論、十七年の文部郷達及び局長通牒等、文部省の幼稚園に對する積極的態度がみられるようになってから、幼稚園について國民一般の理解がひろまつたことと相まつて、十八・九年頃から幼稚園増加率が上昇することとなり、二十年前後からの發達期を迎えることになつたのである。

二、發達期の幼稚園

明治二十年頃から幼稚園の發達が軌道に乗るようになったとみられる。明治二十年から大正十五年までの普及發達の状況をみるために第二表をかかげる。

この表によつて、二十年前後から急に幼稚園が普及して来たことが知られるが、二十年前後には、これを裏書きするような種々の状況がみられた。すなわち、十八年には保母不足のため、女訓導又は裁縫教員をもつて保育に当らせる所がしばしばみられたし、十九年には、大阪、長崎では入園希望者を一時謝絶したし、二十年、二十一年には、入園希望者急増のため応急の処置として小学校に保育場を設けて幼稚園に代え、或いは入園を謝絶したところもあつた。二

十二年には、とくに保母の不足が甚しかつた。そのため、東京府教育会で保母講習会を開くこととなつた。

右のような幼稚園發達の氣運に對しては、制度的にもこれに相應する対策がなされた。即ち、二十三年の小学校令では、やや詳細に幼稚園について規定することとなりその中で、市町村は幼稚園を設置することができるとし、二十四年の「幼稚園圖書館盲啞學校其他小学校ニ類スル各種學校及私立小学校ニ關スル規則」の中で、幼稚

園保姆は女子にして小学校教員たるべき資格を有する者又は其他府県知事の免許をえたる者と定め、その任用解職の保育規程等についての規則を設けたのも右の事情による。

幼稚園に関する独立の規程である「幼稚園保育及設備規程」が三十二年に制定されたのも、三十三年の小学校令及び小学校令施行規則がでたのも、これも二十年代の発達が著しかったからである。十二年の規程は、後の幼稚園令の前段階をなすものとして注目されるべきものであるが、こゝでは保育時間を一日五時間以内とし、保母一人の保育する幼児の数は四十人以内、一幼稚園の幼児の数は百人以内を原則とすることとし、保育の要旨を明らかにするとともに、保育項目としては、ひろく「保育四項目」として知られた遊戯、唱歌、談話、手技をあげて説明し、設備の要項も定めた。翌年の小学校令及び小学校令施行規則は再び幼稚園を小学校とともに取扱う事にしたが、その中で、幼稚園を小学校に附設できるとした。

つぎに、三十年代、四十年代は順調な発達をしたので、この期間には制度上大きな問題はなく、四十二年の勅令、四十四年の小学校令施行規則中改正のことがあつても特記する程のことはない。

大正に入つてからも特に記すような法規の改廃を見ず、順調に発達し続けたのであるが、第一次世界大戦後、ことに十四年、十五年における急激な普及と発達とは、社会事情の変化とともに、幼稚園の再検討を必要とした。即ち、「従来幼稚園ニ関スル事項ハ小学校令並小学校令施行規則中ニ規定セラレタリ、然レトモ時勢ノ進運ニ伴ヒ幼稚園ノ事業ハ漸ク順当ニ発達シ来リタルヲ以テ其ノ制度ニ就キテ考慮ヲ要スルノミナラス当今我カ国ニ於ケル社会ノ情勢ニ鑑ミテ一層其ノ施設ヲ改善スルノ必要アルヲ認」め、大正十五年に、幼稚園のための独立の法令「幼稚園令」が公布されることとなつた。

このため幼稚園令では、とくに次の三点に重点がおかれた。一、父母共に勞働に従事し子女に対し家庭教育を行うこと困難な者が多数居住する地域では幼稚園の必要痛切なものがあるので、今後この方面に幼稚園を普及しなければならぬ。従つて保育時間の延長を考へ、また三才未満の幼児をも入園させるように配慮したこと、二、園長も保母も、教育者として必要な相当の教養あることを必要としたこと。三、保育項目を、遊戯、唱歌、談話、手技のほか新たに観察を加へ(所謂保育五項目)、さらにこの項目に限らず、學術の進歩や實際の経験に應じて適宜に工夫できる余地をおいたこと。

さて、この時代を通じて、幼稚園は公教育制度としてどれだけの進歩を示したであろうか。

なる程幼稚園令は、幼稚園を上流階層の子弟に限らず、勤勞大衆の幼児のものでもあるべきことを再確認し、一応ひろく國民大衆の教育機関として考へようとしていた事がわかる。この限りにおいては、幼稚園令は幼稚園関係者よりも当時の社会通念よりもはるかに進んでいたものといえる。しかし、その事はすでに明治十五年の文部卿代理の示諭や明治十七年の文部卿達及び局長通牒においてもみられたことである。それ故に、単に再びそれを繰返し、再び制度としての幼稚園と幼稚園についての社会通念との間のズレのある事を示しただけでは意義はない。この年開かれた第一回全國児童保護事業大会において「同一地区ニ類似ノ内容ヲ有スル幼稚園ト託児所又ハ保育園ヲ対立セシメザルコト」「主トシテ三才以下ノ乳幼児ヲ收容保育スル施設ニ対シテハ保健衛生上並ニ社会事業ノ見地ニ立脚シテ別ニ適當ナル法令ヲ制定セラレンコトヲ望ム」という幼稚園令に対する修正意見にみられるように、ひろく日本における幼児教育の実情を調査し、日本國民全般の幼児教育施設としてのあり方を再検

討することがなかつた点は、(農村の幼児教育について何等考慮されなかつたことともに)幼稚園令制定の趣旨に照らしてきわめて安易な不徹底なものであつたといえる。最初に特権階級のものとして出された幼稚園は、この幼稚園史上画期的なものとなされる幼稚園令においても、実質的には何等反省されなかつたといつてよいであらう。

公教育の立場から考えると、つぎに、幼稚園によつて、従来制度上小学校の一部として取扱われて来た幼稚園が、こゝにおいて小学校から独立したものとしてみえられたことに関してである。この事については、次の引用文はきわめて適切に説明している。「幼稚園の発達が著しく、もはや小学校の一部として便宜的に小学校令中に規定することが許されなくなつたことにもよるであらう。しかし一層根本的には小学校と幼稚園の性格の差異に注目せねばならない。小学校は義務教育として一般国民大衆を包含してそれに即応する教育を目指すに対して、幼稚園は富裕階級の教育機関として性格づけられて発展して来たのである。そこに小学校と幼稚園は性格的に相容れないものがあり、分離すべき運命にあつたといえよう」(仲新前掲書)これを裏書きするものとして、幼稚園は私立のものがきわめて多いという事実をあげることができ、それは次節であらためて言及しよう。(次号に続く)

◇ 近 刊 ◇

東京都麻布幼稚園長 鈴木虎秋先生

東京学藝大学講師 角尾 稔先生 共著

千葉大学附属幼稚園長 宮内 孝先生

幼稚園教育の実際

序文……倉橋惣三先生

〔内容〕 幼稚園教育の目的・幼児の成長発達・幼稚園

の教育課程・幼稚園に於ける指導・教育内容

の指導法・幼稚園の環境

新しい幼稚園教育の在り方と実際について説
かれた教育関係者必読の書!!

発行所 株式会社 フレーベル館

A5判三五〇頁
クロス装製本
予価 三五〇円